



記帳継続指導のご案内

日々の記帳から確定申告まで年間指導します。

～正規の簿記を理解して65万円の青色申告特別控除を受けましょう～

青色申告をしている方には、青色申告特別控除という特典があります。日々の取引が「正規の簿記の原則」(複式簿記)にしたがって記帳され、「損益計算書」および「貸借対照表」を「確定申告書」とともに期限までに提出すれば、65万円を青色申告決算書において控除することができます。

商工会議所では、「新しく記帳を始められる方」や、「記帳方法が分からない方」、正規の簿記の原則に則った記帳をしたい方のために、記帳指導を行なっております。

対象者: 事業所得者、不動産所得者もしくは年金受給者を除く雑所得者で次に掲げる方。
ただし、譲渡所得(少額の総合譲渡所得を除く。)を有する方を除く。

イ. 前年分所得金額(専従者控除前又は青色特典控除前)が400万円以下の方。

ロ. 前号に定める方が消費税課税事業者である場合には、基準期間の課税売上高が3,000万円以下の方。

内 容

帳面の作成、決算処理、確定申告書の作成指導を、税理士・経営支援員が個別に指導を行います。

場 所

羽島商工会議所2F 常議員室
(変更の場合もございます)

日 時

平成29年5月～平成30年3月

毎月1回予定

19:00～21:00(夜間のみ)

受 講 料

無 料

申 込 期 限

平成29年5月8日(月)まで

※ ご希望の方は裏面の申込書に必要事項をご記入の上、当商工会議所までお申し込み下さい。(FAX申し込み可)

日程等につきましては、申込締切後にFAXもしくは郵送にてご案内します。

お申込み、お問合せは… 羽島商工会議所

中小企業相談所

TEL058-392-9664

FAX058-392-6708